

令和2年1月9日に提出した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について

令和2年3月

宮崎県監査委員

財政援助団体等を対象とした監査

財政援助団体等（補助団体、出資団体、公の施設指定管理者）35団体について、令和元年10月18日から令和元年12月10日までの間に、監査を実施した。

その結果、8団体の10件について、該当団体及び県の所管部局等に対し、改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。

該当機関（県の所管部局等）からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

区分	1月9日監査結果	講じた措置報告
指摘事項	4	4
注意事項	4	4
意見	2	2
計	10	10

[補助団体]

(1) 都城商工会議所

【注意事項】（所管課 商工政策課）

- 宮崎県小規模事業経営支援事業費補助金の対象経費について、都城商工会議所諸手当認定事務要領に基づく事務の一部に誤りがあった。

【講じた措置】

- 住居手当について過払があったが、監査後、速やかに戻入処理を行ったことを確認した。なお、当該過払分には補助金は含まれておらず、自己負担による執行となっている。
今後は、認定誤りが生じないようにチェック体制を強化し、適正な事務処理を行うよう指導した。

(2) 一般社団法人宮崎県農業会議

【指摘事項】（所管課 農業経営支援課）

- 宮崎県農業経営支援事業等補助金の対象経費について、一般社団法人宮崎県農業会議経理規程に基づく契約事務の一部に誤りがあった。

【講じた措置】

- 契約事務を行うに当たって、契約書（請書）の省略規定などについて事務局内での研修を行った。
今後は、契約から支出までの一連の審査体制を強化し、経理規程に基づき適正な事務処理に努めるよう指導した。

(3) 公益社団法人宮崎県畜産協会

【注意事項】（所管課 家畜防疫対策課）

- 獣医師確保対策強化事業補助金について、修学資金貸与事業の契約事務の適当でないものがあった。

【講じた措置】

- 本事案は契約に係る添付書類の確認不足により生じたため、今後は、契約内容の重要事項確認のチェックリストを作成し、同様の事案が生じないように、本契約事務に係る確認の徹底を行うよう指導した。

[出資団体]

(4) 一般社団法人宮崎県林業公社

【注意事項】(所管課 森林経営課)

- 平成30年度公社造林間伐(搬出)事業委託等について、予定価格調書の適当でないものが見受けられた。

【講じた措置】

- 今回の指摘内容について法人内の全職員に周知するとともに、今後、同様の誤り等が発生しないよう、複数職員によるチェック体制の強化を図るなど、適正な事務処理を行うよう指導した。

【意見】(所管課 環境森林課)

- 第4期経営計画の初年度である平成30年度の実績は、列状間伐や繰上償還等に取り組んだ結果、計画を上回る収益を確保したが、平成30年度決算で見ると、債務超過額は前年度から約4億円増加の約9.4億円、県からの借入金等も約3億円増加の約3.17億円となっている。

については、今後も引き続き、第4期経営計画を着実に実施するとともに、更なる経営改善を図り、県の財政負担が最小限に抑制されるよう一層の取組を推進されたい。

【講じた措置】

- 林業公社では、平成30年3月に策定した第4期経営計画に基づき、公社自身の経営努力による収入の増や、繰上償還等による利息の軽減などの経営改善に取り組んでおり、厳しい経営状況ではあるが、平成30年度は、計画を上回る収益を確保でき、概ね計画に沿った経営改善が進んでいるところである。

今後は、県の財政負担を最小限に抑制するため、作業路の積極的な開設等による収入の確保やコスト削減等の経営改善策について、毎月、県と公社による協議を行うなど、公社と一体となって確実な計画の実行を推進し、引き続き厳しい目をもって指導・監督を行っていくこととする。

(5) 宮崎県住宅供給公社

【指摘事項】(所管課 建築住宅課)

- 生目台高架線下駐車場番号及び区画線補修工事について、契約事務が適当でなかった。

【講じた措置】

- 今後は、複数の職員で書類等の精査をするなど十分に確認を行い、適正な契約事務を行うよう指導した。

(6) 公益財団法人宮崎県環境整備公社

【指摘事項】(所管課 循環社会推進課)

- 廃棄物対策協議会運営補助金について、交付事務の適当でないものが見受けられた。

【講じた措置】

- 補助金の交付事務に当たっては、交付要綱に規定された手続を十分に確認し、申請者が提出すべき書類に漏れのないよう指導した。

【注意事項】(所管課 循環社会推進課)

- 決算財務諸表について、財産目録の内容に誤りがあった。

【講じた措置】

- 決算財務諸表の作成に当たっては、証拠書類との突合を十分に行い、誤りのないように指導した。

(7) 公立大学法人宮崎県立看護大学

【意見】(所管課 医療薬務課)

- 卒業生の県内就職率については「公立大学法人宮崎県立看護大学中期目標」に50%以上と定め、一定の取組は行ってきたものの、減少傾向が続き、平成30年度は前年度より7.3ポイント下げ34.4%となっている。更なる対策に努められたい。

【講じた措置】

- 大学では、これまで県内就職率の向上に向け、県内医療機関合同就職説明会、県内就職した卒業生を招いての実践発表、知事とのランチミーティングの開催など様々な取組を行っている。

本年度からは、低学年から県内就職への意識を高めるための1、2年生向けの就職ガイダンスの実施や、ランチミーティングにおいて宮崎県看護協会による県内就職後のサポート体制等の説明を行うなどの新たな取組を開始したところである。

県では、引き続き、関係機関と連携してこれらの取組を支援し、県内就職率の向上に取り組んでいくこととしている。

[公の施設指定管理者]

(8) 株式会社モリタゴルフ

【指摘事項】(所管課 企業局総務課)

- 県から借受けている車両について、法定定期点検整備を実施していないものが見受けられた。

【講じた措置】

- 速やかに法定定期点検整備を行うよう指示し、点検が実施されたことを確認した。また、以下の再発防止策を実施するよう依頼し、車両の適正な管理に努めるよう指導した。

(再発防止策)

- 1 毎月指定管理者からなされる「管理運營業務報告書」において、報告事項として「県貸与車両の法定点検日及び車検日」の欄を設けること。
- 2 指定管理者側の運行管理簿に「法定点検日及び車検日」を明記すること。